

表 の 見 方

第 1 調査対象事業及び期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間において、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）を適用している事業（競馬、競輪、競艇等の収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業は除く。）、地方公営企業法を適用していない事業（地方財政法施行令（昭和 23 年政令第 267 号）第 46 条に掲げる事業並びに有料道路事業、駐車場整備事業、介護サービス事業）及び地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 81 条に規定する公営企業型地方独立行政法人の行う病院事業（附属診療所、附属看護師養成所及び附帯事業を含む。）について、令和 6 年度の決算及び業務状況等を調査したものである。

第 2 集計事業の種類及び事業数

1. 法適用企業（地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用している事業及び地方独立行政法人法第 81 条に規定する公営企業型地方独立行政法人の行う病院事業）

集計事業の種類及び事業数（建設中 16 事業を含む。）は、水道事業（簡易水道 404 事業を含む。） 1,703、工業用水道事業 149（施設数 243）、交通事業 48（路面電車 5、自動車運送 22、都市高速鉄道 9、懸垂電車等 2、船舶運航 10）、電気事業 32（発電所数 382）、ガス事業 19、病院事業 678（病院数 848）、下水道事業 3,454（公共下水道 1,176、特定公共下水道 10、流域下水道 43、特定環境保全公共下水道 714、農業集落排水施設 831、漁業集落排水施設 159、林業集落排水施設 25、簡易排水施設 25、小規模集合排水処理施設 75、特定地域生活排水処理施設 257、個別排水処理施設 139）、港湾整備事業 7、市場事業 15（市場数 28）、観光施設事業 33（休養宿泊施設 10・施設数 14、索道 4、その他観光施設 19・施設数 33）、宅地造成事業 42（臨海土地造成 17、その他宅地造成 25）、観光地駐車場以外の駐車場整備事業 6（駐車場数 16）、介護サービス事業 38、その他事業（廃棄物等処理施設事業等） 72、合計 6,296 である。

2. 法非適用企業（地方公営企業法の規定を適用していない事業）

集計事業の種類及び事業数（建設中 52 事業を含む。）は、簡易水道事業 32、交通事業 36（船舶運航 36）、電気事業 65（施設数 124）、下水道事業 130（公共下水道 11、流域下水道 3、特定環境保全公共下水道 26、農業集落排水施設 48、漁業集落排水施設 7、林業集落排水施設 1、小規模集合排水処理施設 1、特定地域生活排水処理施設 26、個別排水処理施設 7）、港湾整備事業 83、市場事業 129（市場数 163）、と畜場事業 41、観光施設事業 173（休養宿泊施設 50・施設数 67、索道 28、その他観光施設 95・施設数 149）、宅地造成事業 352（臨海土地造成 55、その他宅地造成 297）、有料道路事業 1（路線数 1）、駐車場整備事業 167（駐車場数 536）、介護サービス事業 412、合計 1,621 である。

第3 施設及び業務概要

令和7年3月31日現在のものであり、令和6年度における実績である。

第4 集計の方法及び用語の定義

1. 法適用企業

- (1) 水道事業とある場合には、簡易水道事業を含めている。
- (2) 各項目の数値は表示単位未満を四捨五入している。したがって、その内訳を合計した数値は合計欄の数値と一致しない場合がある。また、文章中の差引数値も一致しない場合がある。さらに、二以上の事業を合わせて経営している団体においては、財務諸表等を主たる事業に一括して作成しているため、各表の関連数値が一致していないものがある。

損益計算書は税抜数値で作成されるため、本文第1章10法適用企業の経営状況(2)損益収支は税抜数値により記述されている。

一方、同章4決算規模における法適用企業の総費用は税込数値で計上されているほか、同章7建設投資及びその財源、同章10法適用企業の経営状況(6)資本収支は税込数値により記述されている。

(3) 財務諸表

ア 項目区分は、地方公営企業法施行規則に定める勘定科目に準拠した。

イ 全事業合計は、各事業の共通項目について集計したものであるが、損益計算書中、電気事業においては、「事業外収益」及び「事業外費用」をそれぞれ「営業外収益」及び「営業外費用」とし、ガス事業においては、「製品売上」を「営業収益」に、「売上原価」・「供給販売費及び一般管理費」を「営業費用」としてそれぞれ集計した（ただし、ガス事業の費用構成は製造原価による。）。

ウ 貸借対照表は、次の区分により集計を行った。

(7) 「不良債務」とは、流動負債（建設改良費等の財源に充てるための企業債等を除く。）の額が流動資産の額（翌年度へ繰り越される支出の財源充当額を除く。）を超える額である。

(4) 「実質資金不足額」とは、不良債務から当該決算期日における一時借入金又は未払金で公営企業の建設又は改良に要する経費に係るもののうち、その支払に充てるため翌年度において地方債を起こすこととしているものの額を控除した額である。

エ 資本収支に関する調は、次の区分により集計を行った。

(7) 「翌年度へ繰り越される支出の財源充当額」は、当該年度の資本的収入額のうち、当該年度において事業が完了しない等の理由により、当該収入額を充当すべき支出が、翌年度へ繰り越された場合の翌年度支出額に対する充当額である。

(4) 「前年度同意等債で今年度収入分」は、前年度同意等債で今年度収入したもののうち、前年度において支出予算執行済みとした建設改良費で未払いとしたものの財源に

充てた企業債の額である。

(ウ) 「資本的収入額が資本的支出額に不足する額」の算出は、資本的収入額から「翌年度へ繰り越される支出の財源充当額」及び「前年度同意等債で今年度収入分」を控除した額が、資本的支出額に不足する場合の額のみを集計したものである。

(エ) 「補填財源」とは、(ウ)の「資本的収入額が資本的支出額に不足する額」を補填するために充てた過年度及び当年度分損益勘定留保資金、繰越利益剰余金処分額、当年度利益剰余金処分額、繰越工事資金等の合計額である。

オ 費用構成表における「基本給」とは、給料、扶養手当及び地域手当の合計額である。

(4) 経営分析

ア 各比率の算出方法及び計算の際用いた用語の区分は、次のとおりである。

※ 平成26年度決算から、地方公営企業会計基準の見直しにより、算出方法を変更している。

よって、平成25年度以前の比率については、変更前の算出方法により算出した比率となっている。

$$(7) \text{ 固定資産構成比率}(\%) = \frac{\text{固定資産}}{\text{固定資産} + \text{流動資産} + \text{繰延資産}} \times 100$$

$$(4) \text{ 固定負債構成比率}(\%) = \frac{\text{固定負債}}{\text{負債資本合計}} \times 100$$

$$(7) \text{ 自己資本構成比率}(\%) = \frac{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{評価差額等} + \text{繰延収益}}{\text{負債資本合計}} \times 100$$

$$(エ) \text{ 固定資産対長期資本比率}(\%) = \frac{\text{固定資産}}{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{評価差額等} + \text{固定負債} + \text{繰延収益}} \times 100$$

$$(4) \text{ 固定比率}(\%) = \frac{\text{固定資産}}{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{評価差額等} + \text{繰延収益}} \times 100$$

$$(4) \text{ 流動比率}(\%) = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$$

$$(キ) \text{ 酸性試験比率 (当座比率)}(\%) = \frac{\text{現金預金} + (\text{未収金} - \text{貸倒引当金})}{\text{流動負債}} \times 100$$

$$(7) \text{ 現金比率}(\%) = \frac{\text{現金預金}}{\text{流動負債}} \times 100$$

$$(7) \text{ 自己資本回転率 (回)} = \frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\frac{\text{期首自己資本} + \text{期末自己資本}}{2}}$$

(注) 自己資本 = 資本金 + 剰余金 + 評価差額等 + 繰延収益

$$(7) \text{ 固定資産回転率 (回)} = \frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\frac{\text{期首固定資産} + \text{期末固定資産}}{2}}$$

$$(サ) \text{ 減価償却率 (\%)} = \frac{\text{当年度減価償却額}}{\text{有形固定資産} + \text{無形固定資産} - \text{土地} - \text{建設仮勘定} + \text{当年度減価償却額}} \times 100$$

$$(シ) \text{ 流動資産回転率 (回)} = \frac{\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{期首流動資産} + \text{期末流動資産}}}{2}$$

$$(ス) \text{ 未収金回転率 (回)} = \frac{\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{期首未収金} + \text{期末未収金}}}{2}$$

$$(セ) \text{ 総資本利益率 (\%)} = \frac{\frac{\text{当年度経常利益}}{\text{期首総資本} + \text{期末総資本}}}{2} \times 100$$

(注) 総資本=負債資本合計

$$(ソ) \text{ 総収支比率 (\%)} = \frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$$

$$(タ) \text{ 経常収支比率 (\%)} = \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$$

$$(チ) \text{ 営業収支比率 (\%)} = \frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{営業費用} - \text{受託工事費用}} \times 100$$

$$(ツ) \text{ 利子負担率 (\%)} = \frac{\text{支払利息} + \text{企業債取扱諸費}}{\text{企業債} + \text{長期借入金} + \text{一時借入金} + \text{リース債務}} \times 100$$

$$(テ) \text{ 企業債元金償還金対減価償却額比率 (\%)} = \frac{\text{建設改良のための企業債元金償還金}}{\text{当年度減価償却費} - \text{長期前受金戻入}} \times 100$$

$$(ト) \text{ 企業債元金償還金対料金収入比率 (\%)} = \frac{\text{建設改良のための企業債元金償還金}}{\text{料金収入}} \times 100$$

$$(ト) \text{ 企業債利息対料金収入比率 (\%)} = \frac{\text{企業債利息}}{\text{料金収入}} \times 100$$

$$(ニ) \text{ 企業債元利償還金対料金収入比率 (\%)} = \frac{\text{建設改良のための企業債元利償還金}}{\text{料金収入}} \times 100$$

$$(ク) \text{ 職員給与費対料金収入比率 (\%)} = \frac{\text{職員給与費}(\text{特別損失のうちの職員給与費を含む})}{\text{料金収入}} \times 100$$

$$(ケ) \text{ 職員1人当たり営業収益} = \frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{損益勘定所属職員数}}$$

$$(コ) \text{ 職員1人当たり有形固定資産} = \frac{\text{期末有形固定資産}}{\text{損益勘定所属職員数} + \text{資本勘定所属職員数}}$$

$$(カ) \text{ 経常損失比率 (\%)} = \frac{\text{経常損失}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$$

$$(t) \text{ 累積欠損金比率 } (\%) = \frac{\text{累積欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$$

$$(7) \text{ 不良債務比率 } (\%) = \frac{\left(\begin{array}{l} \text{流動} \text{ 建設改良費等の財} \text{ PFI 法に基づく事業} \\ \text{負債} \text{ 源に充てた企業債} \text{ に係る建設事業費} \\ \text{・長期借入金} \text{ 等のリース債務} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{流動} \text{ 翌年度} \\ \text{資産} \text{ 繰越財源} \end{array} \right)}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$$

イ 法適用企業の料金単価と供給原価の算出方法は、次のとおりである。

※ 平成27年度決算から、c 及び d の算出方法を変更している。

よって、平成26年度以前の数値については、変更前の算出方法により算出した数値となっている。

(7) 料金単価

a 水道：
$$\frac{\text{給水収益}}{\text{年間総有収水量}}$$

b 工業用水道：
$$\frac{\text{給水収益}}{\text{年間総有収水量（計量分）}}$$

c 交通（自動車運送）：
$$\frac{\text{旅客運送収益}}{\text{年間走行km（乗合+貸切）}}$$

d 交通（都市高速鉄道）：
$$\frac{\text{旅客運輸収益}}{\text{年間走行km}}$$

e 電気：
$$\frac{\text{料金収入}}{\text{年間発電電力量} - \text{自家用電力量}}$$

f ガス：
$$\frac{\text{料金収入}}{\text{販売量}}$$

g 下水道：
$$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{年間有収水量}}$$

(i) 供給原価

a 水道：
$$\frac{\text{経常費用} - \left(\begin{array}{l} \text{受託} \text{ 附帯} \text{ 材料及び} \\ \text{工事費} \text{ 事業費} \text{ 不要品売却原価} \end{array} \right) - \text{長期前受金戻入}}{\text{年間総有収水量}}$$

b 工業用水道：
$$\frac{\text{経常費用} - \left(\begin{array}{l} \text{受託} \text{ 附帯} \text{ 材料及び} \\ \text{工事費} \text{ 事業費} \text{ 不要品売却原価} \end{array} \right) - \text{長期前受金戻入}}{\text{年間総有収水量（計量分）}}$$

c 交通（自動車運送）：
$$\frac{\text{経常費用} - \left(\begin{array}{l} \text{受託} \text{ 附帯} \text{ 材料及び} \\ \text{工事費} \text{ 事業費} \text{ 不要品売却原価} \end{array} \right) - \text{長期前受金戻入}}{\text{年間走行km（乗合+貸切）}}$$

$$d \text{ 交 通 : } \frac{\text{経常費用} - \left[\begin{array}{l} \text{受託} + \text{附帯} + \text{材料及び} \\ \text{工事費} + \text{事業費} + \text{不要品売却原価} \end{array} \right] - \text{長期前受金戻入}}{\text{年間走行 km}} \text{ (都市高速鉄道)}$$

$$e \text{ 電 気 : } \frac{\text{経常費用} - \left[\begin{array}{l} \text{受託} + \text{附帯} + \text{材料及び} \\ \text{工事費} + \text{事業費} + \text{不要品売却原価} \end{array} \right] - \text{長期前受金戻入}}{\text{年間発電電力量} - \text{自家用電力量}}$$

$$f \text{ ガ ス : } \frac{\text{経常費用} - \left[\begin{array}{l} \text{受託} + \text{附帯} + \text{材料及び} \\ \text{工事費} + \text{事業費} + \text{不要品売却原価} \end{array} \right] - \text{長期前受金戻入}}{\text{販 売 量}}$$

$$g \text{ 下 水 道 : } \frac{\text{汚水処理費}}{\text{年間有収水量}} \text{ (汚水処理原価)}$$

ウ 上記のほか、水道事業及び工業用水道事業の各比率の算出方法は、次のとおりである。

(7) 水道事業

$$a \text{ 負 荷 率 } (\%) = \frac{\text{一日平均配水量}}{\text{一日最大配水量}} \times 100$$

$$b \text{ 施設利用率 } (\%) = \frac{\text{一日平均配水量}}{\text{一日配水能力}} \times 100$$

$$c \text{ 最大稼働率 } (\%) = \frac{\text{一日最大配水量}}{\text{一日配水能力}} \times 100$$

$$d \text{ 配水管使用効率 (1 m 当たり } m^3) = \frac{\text{年間総配水量}}{\text{導送配水管延長}}$$

$$e \text{ 固定資産使用効率 (1 万円 当たり } m^3) = \frac{\text{年間総配水量}}{\text{有形固定資産}}$$

$$f \text{ 職員一人当たり給水人口 (人) } = \frac{\text{現在給水人口}}{\text{損益勘定所属職員}}$$

$$g \text{ 職員一人当たり有収水量 (} m^3) = \frac{\text{年間総有収水量}}{\text{損益勘定所属職員}}$$

$$h \text{ 有 収 率 } (\%) = \frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間総配水量}} \times 100$$

$$i \text{ 職員給与費対料金収入比率 } (\%) = \frac{\text{職員給与費}}{\text{給水収益}} \times 100$$

(4) 工業用水道事業

$$a \text{ 施設利用率 } (\%) = \frac{\text{一日平均配水量}}{\text{一日配水能力}} \times 100$$

$$b \text{ 契約率 } (\%) = \frac{\text{契約水量}}{\text{配水能力}} \times 100$$

(5) 職種別給与に関する調

ア 令和7年3月31日現在である。

イ 「年間延職員数」とは、年度中の毎月末において在職した職員数の合計である。

ウ 「平均月収額」は、年間支払額を年間延職員数で除した額であり、期末勤勉手当等を含むものである。

エ 「基本給」は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額である。

オ 「平均年齢」は、年度末職員の延職員年齢数を年度末職員数で除したものである。

2. 法非適用企業

(1) 各項目の数値は、表示単位未満を四捨五入したものである。したがって、その内訳を合計した数値は合計欄の数値と一致しない場合がある。また、文章中の差引数値は合致しない場合がある。

また、各項目の数値は税込数値である。

(2) 決算の状況

ア 「歳入歳出決算に関する調」については、法適用企業に準じて作成した。

イ 赤字比率は $\frac{\text{実質赤字額}}{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}} \times 100$ で算出した。

ウ 収益的収支比率は $\frac{\text{総収益}}{\text{総費用}+\text{地方債償還金}} \times 100$ で算出した。

第5 特定被災地方公共団体

1. 特定被災地方公共団体とは、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「東日本大震災財特法」という。）第2条第2項及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令（平成23年政令第127号）第1条別表第1で規定する以下の9県178市町村をいう。

青森県 岩手県 宮城県 福島県 茨城県 栃木県 千葉県 新潟県 長野県

北海道：茅部郡鹿部町 二海郡八雲町 広尾郡広尾町 厚岸郡浜中町

青森県：八戸市 三沢市 上北郡おいらせ町 三戸郡階上町

岩手県：宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 奥州市 岩手郡滝沢村（現：滝沢市） 紫波郡矢巾町 西磐井郡平泉町 気仙郡住田町 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町 同郡岩泉町 同郡田野畑村 同郡普代村 九戸郡野田村 同郡洋野町

宮城県：仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 刈田郡蔵王町 同郡七ヶ宿町 柴田郡大河原町 同郡村田町 同郡柴田町 同郡川崎町 伊具郡丸森町 亙理郡亙理町 同郡山元町 宮城郡松島町 同郡七ヶ浜町 同郡利府町 黒川郡大和町 同郡大郷町 同郡富谷町（現：富谷市） 同郡大衡村 加美郡色麻町 同郡加美町 遠田郡涌谷町 同郡美里町 牡鹿郡女川町 本吉郡南三陸町

福島県：福島市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 伊達郡桑折町 同郡国見町 同郡川俣町 安達郡大玉村 岩瀬郡鏡石町 同郡天栄村 耶麻郡猪苗代町 河沼郡湯川村 西白河郡西郷村 同郡泉崎村 同郡中島村 同郡矢吹町 東白川郡棚倉町 同郡矢祭町 同郡塙町 同郡鮫川村 石川郡玉川村 同郡浅川町 同郡古殿町 田村郡三春町 同郡小野町 双葉郡広野町 同郡檜葉町 同郡富岡町 同郡川内村 同郡大熊町 同郡双葉町 同郡浪江町 同郡葛尾村 相馬郡新地町 同郡飯館村

茨城県：水戸市 日立市 土浦市 石岡市 結城市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 坂東市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉市 東茨城郡茨城町 同郡大洗町 同郡城里町 那珂郡東海村 稲敷郡美浦村 同郡河内町 北相馬郡利根町

栃木県：宇都宮市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 那須烏山市 芳賀郡益子町 同郡市貝町 同郡芳賀町 塩谷郡高根沢町 那須郡那須町 同郡那珂川町

埼玉県：久喜市

千葉県：千葉市 銚子市 船橋市 成田市 佐倉市 旭市 習志野市 我孫子市 浦安市 印西市 匝瑳市 香取市 山武市 印旛郡栄町 香取郡神崎町 山武郡大網白里町（現：大網白里市） 同郡九十九里町 同郡横芝光町 長生郡白子町

新潟県：十日町市 中魚沼郡津南町

長野県：下高井郡野沢温泉村 下水内郡栄村

2. 公営企業の震災対応は、東日本大震災財特法において特に被害が大きく負担が重い団体として特別の財政援助措置が講じられる特定被災地方公共団体に着目し、復旧事業に対する一般会計繰出及び震災により発生・拡大した資金不足に対する財政措置（震災減収対策企業債）の特例を講じていることから、第3章において、特定被災地方公共団体における公営企業等の経営状況を掲載することとした。
3. 第3章において事業別の経営状況を記載したのは、「令和6年度における東日本大震災に係る地方公営企業施設の災害復旧事業等に対する繰出金について」（令和6年4月1日付け総財公第27号総務副大臣通知）及び「令和6年度における東日本大震災に係る地方公営企業施設の災害復旧事業等に対する地方財政措置等について」（令和6年4月1日付け総務省自治財政局公営企業課事務連絡）において繰出基準の特例を定めた、上水道事業、簡易水道事業、工業用水道事業、交通事業（自動車運送、都市高速鉄道、船舶運航）、ガス事業、病院事業、下水道事業、港湾整備事業、市場事業、と畜場事業及び介護サービス事業である。
4. 数値の集計に当たっては、特定被災地方公共団体が加入する企業団・一部事務組合も含めて集計している。

第6 その他

1. 昭和60年度決算から「売却を前提とした臨海土地造成事業」については、港湾整備事業から宅地造成事業に移し替えることとした。
2. 下水道事業において、特定環境保全公共下水道は公共下水道に含めていたが、昭和60年度から公共下水道と特定環境保全公共下水道を区分し、それぞれ1事業として計上することとし、また、平成元年度から農業集落排水施設、漁業集落排水施設を加え、平成6年度から小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設を加え、平成7年度から新たに林業集落排水施設、簡易排水施設を加えることとした。
3. 平成12年度決算調査において、観光施設事業（その他観光施設）の調査対象の適正化を図った。（例：分譲墓地・霊園、廃棄物処理施設等は対象外）
4. 平成12年度から介護サービス事業の区分を設け、法適その他事業に含まれていた介護サービス事業を移し替え、また、新たに法非適の介護サービス事業を対象とした。
5. 平成17年度から電気事業（法非適用企業）において、ごみ処理事業の附帯事業として実施しているごみ発電事業のうち公営企業の実態を伴わないものを調査対象から外すこととし、調査対象の適正化を図った。
6. 各項目の図表は、過去5年間の表記を基本としているが、それ以前の特定年度との比較が必要な場合やそれ以前からの推移を見る場合（過去10年間等）にあつては当該年度から通年、又は一定間隔で表記している。

